

環循規発第1903053号  
平成31年3月5日

各都道府県・各政令市  
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課長  
（公印省略）

「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号の追加について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等については、平成30年3月30日付け環循規発第18033022号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知別添の「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」（以下「要領」という。）に基づく付与手続を整理しているところである。

要領においては、許可番号等の付与における各都道府県及び各政令市の固有番号を定めているが、昨年10月に「地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令」（平成30年政令第304号）が公布され、平成31年4月1日付けで山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市が中核市となり、新たに産業廃棄物行政を担うこととなった。

については、これらの市に対して以下のとおり政令市固有番号を付与するとともに、要領別紙1を別添のとおり改正し、平成31年4月1日付けで施行することとしたので通知する。

政令市名	政令市固有番号
山形市	130
福井市	131
甲府市	132
寝屋川市	133

## 都道府県及び政令市の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城県	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山県	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山県	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山県	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
旭川市	050	川崎市	057
札幌市	051	横須賀市	058
函館市	052	新潟市	059
小樽市	053	金沢市	060
仙台市	054	岐阜市	061
千葉市	055	静岡市	062
横浜市	056	浜松市	063

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
名古屋市	064	西宮市	099
京都市	065	倉敷市	100
大阪市	066	さいたま市	101
堺市	067	奈良市	102
東大阪市	068	川越市	103
神戸市	069	船橋市	104
姫路市	070	岡崎市	105
尼崎市	071	高槻市	106
和歌山市	072	—	107
広島市	073	青森市	108
呉市	074	八王子市	109
下関市	075	盛岡市	110
北九州市	076	柏市	111
福岡市	077	久留米市	112
大牟田市	078	—	113
長崎市	079	前橋市	114
佐世保市	080	大津市	115
熊本市	081	高崎市	116
鹿児島市	082	—	117
岡山市	083	豊中市	118
宇都宮市	084	那覇市	119
富山市	085	枚方市	120
秋田市	086	越谷市	121
郡山市	087	八戸市	122
大分市	088	—	123
松山市	089	福島市	124
豊田市	090	川口市	125
福山市	091	八尾市	126
高知市	092	明石市	127
宮崎市	093	鳥取市	128
いわき市	094	松江市	129
長野市	095	山形市	130
豊橋市	096	福井市	131
高松市	097	甲府市	132
相模原市	098	寝屋川市	133

注) 小樽市は平成18年4月1日に政令市から除外